

2019 年度環境物品等の調達を円滑にするための方針

2019 年 4 月

独立行政法人国際協力機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。通称「グリーン購入法」）第 7 条第 1 項の規定に基づき、2019 年度における「環境物品等の調達の推進を円滑にするための方針」（以下「調達方針」という）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき公表する。

I. 特定調達物品等の 2019 年度における調達目標

2019 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもので、リース契約、公共工事及び役務提供を含む）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類（納入印刷物も含めることとする）

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

品目：コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、トイレトペーパー、ティッシュペーパー

2. 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

品目：シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレイ、消しゴム、ステープラー、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、連射クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー（ウェットタイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、ダストブロワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む）、のり（澱粉のり）（補充用を含む）、

のり（固形）（補充用を含む）、のり（テープ）、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム（台紙を含む）、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙・起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣類取付型・首下げ型）、鍵かけ（フックを含む）、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド

3. オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

品目：いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード

4. 画像機器等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2019 年度においても継続して使用する機種を除く。）

品目：コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ

5. 電子計算機等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2019 年度においても継続して使用する機種を除く。）

品目：電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア

6. オフィス機器等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2019 年度においても継続して使用する機種を除く。）

品目：シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、一次電池又は小型充電式電池

7. 移動電話等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2019 年度においても継続して使用する機種を除く。）

品目：携帯電話、PHS、スマートフォン

8. 家電製品

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2019 年度においても継続して使用する機種を除く。）

品目：電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ

9. エアコンディショナー等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2019 年度においても継続して使用する機種を除く。）

品目：エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ

10. 温水器等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2019 年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器

11. 照明

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

品目：蛍光灯照明器具、LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ(直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)、電球形状のランプ

12. 自動車等

調達を実施する以下の品目については、調達目標は 100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2018 年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：自動車、乗用車用タイヤ、2 サイクルエンジン油

以下の品目については、調達の予定はない。

品目：ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム

13. 消火器

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

品目：消火器

14. 制服・作業服等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

品目：制服、作業服、靴、帽子

インテリア・寝装寝具

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。(前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、2018 年度においても継続して使用する機種を除く。)

品目：カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス

15. 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

品目：作業手袋

16. その他繊維製品

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

品目：集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ

17. 設備

調達を実施する以下の品目については、調達目標は 100%とする。

品目：節水機器、日射調整フィルム

以下の品目については、調達の予定はない。

品目：太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、エネルギー管理システム、

生ゴミ処理機、

18. 災害備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：ペットボトル飲料水、缶詰、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源

19. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

20. 役務

調達を実施する以下の品目については、調達目標は100%とする。

印刷、自動車整備、庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除、輸配送、旅客輸送（自動車）、クリーニング、飲料自動販売機設置、引越輸送、会議運営

以下の品目については、調達の予定はない。

品目：省エネルギー診断、食堂、自動車専用タイヤ更生、蛍光灯機能提供業務、庁舎等において営業を行う小売業務、加煙試験、タイルカーペット洗浄、印刷機能等提供業務

Ⅱ. 特定調達物品等以外の2019年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

特定調達物品等以外の物品の選択に当たってはエコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努めるものとする。

Ⅲ. その他環境物品等の調達推進に関する事項

1. 環境物品等の調達の推進は、調達部主導の下に実施する。
2. 本調達方針は、国内における全ての機関を対象とする。なお、在外事務所における調達及び海外向けの物品に関しては、多くの国・地域においてグリーン購入法が規定する基準に適合した環境物品等の調達が困難な状況にあるため対象外とするが、各国の実情に応じて可能な限り環境負荷に配慮した物品の調達に努めるものとする。
3. 調達の実績は調達部において可能な限り品目ごとに取りまとめ公表するものとする。
4. 機器類等の使用については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努めるものとする。
5. 物品調達を担当する職員及び使用する職員等に対して、環境物品等の調達推進にあたって意識の向上を図るため、随時グリーン購入法の内容につき啓発普及を図ることとする。
6. 物品等を納入する業者、役務提供事業者、公共工事の請負業者、及び当機構が実施する事業に従事する者に対し、この基本方針に準じた環境物品等の調達を推進するよう働きかけることとする。

以 上